

支那古典の年代に就て

新 城 新 藏

一 序 説

支那には古典が豊富にある。例へば所謂儒教經典を始めとして先秦のものといはれて居るものも頗る多いが、是等は如何なる程度まで其傳來に信頼することが出来るであらうか。若し是等の古典の凡ての編纂年代、又は其内容の各部の成立年代が確實に決定されて居り、安心してこれに信頼し得るものであるならば、支那古代史の研究は是等の古典を自由に利用することによつて多くの確乎たる根據點を得る筈なのであるが、不幸にして多くの古典の年代は必ずしも確かなるものとは信せられて居らず、所謂先秦の古典にして多少なりとも其傳來の疑はれて居らぬものは殆どないといふ

てもよい程であるのは頗る遺憾なることである。甚だしきに至りては、近年飯島氏の如き、一切の儒教經典は、戰國時代の末期西紀前三百三十年頃に西方文化の影響を受けて後に、著しく改竄され若くは新に編纂されたものであらうとまで其疑を高めて居るのは、支那古代史の研究に取りては實に由々しき大問題であるといはなければならぬ。

これは言ふまでもなく戰國時代特に其末期に於ては不斷の戰亂のために散逸湮滅に歸したる文獻甚だ多く、其當時の歴史が頗る明瞭を缺いて居ること、及び秦の始皇の時に有名なる焚書禁書事件があつたことなどが主なる原因であらうが、なほそれと同時に考へなければならぬことは、古

代に於ける古典の成立と傳來とは、後世のそれに比して著しく趣を異にして居つたであらうと思はれることである。成立の仕方はそれ／＼の古典に就て相異なつて居るであらうが、少しく大部なる古典の成立は、或は古くから口傳へで傳はつたもの、或は種々の方面にて文書にて傳はつたものなど、多くの系統のものを纏めて集成したといふこともあつたであらうし、しかも其集成は必ずしも一度になされたものではなく、若干年代の間次第に増補追加して大成したといふこともあつたものと見なければならず、又其傳來に就ても書冊の複製の極めて困難であつた時代には、僅に一二の原本が家元に傳へられ、それには年代の経過と共に、家元に傳へられた口傳や、後世からの注釋などが、次第に書き加へられそれがやがて本文に摺入するといふことが、少なからず行はれたものと見なければならぬのであらうと思はれる。

かくして今日我々にまで傳來したる所謂古典は其傳來に就て多少の疑をかけられて居る上に、其内容は種々なる時代、種々なる系統の史料の混成したものであるかも知れないと見なければならぬので、其成立の年代を論ずる場合には、其内容各部に就て一々仔細にこれを吟味するといふ態度をとらなければならぬであらうと思はれる。私は支那上代に於ける天文曆法の學の發達を研究するため、多くの古典を參照しそれによりて多少の結論に達したので、今逆にかくして明かにし得たる天文曆法の學の發達の大勢を利用して若干の古典の内容を吟味し、其成立年代に關し天文曆法の方面より見たる二三の點を申述べて見たいと思ふ。

二 曆法發達の大勢

遙かの上代に於ては疑もなく純太陰曆を用ひて居つたものであらうが、農業時代に入りて正しく

一年の季節を知ることの必要を感じ、太陰曆を土臺に用ひ乍らそれに太陽曆を加味する方法を講ずるに至つたのは、大體所謂堯舜時代から始まつたものと思はれる。

一年の季節を知る方法としては、隨時に日没直後の天象を觀て居つたもので、所謂觀象授時であり、標準の目印として觀測したる星のことを總稱して辰といふて居る。辰としては始めは大火（商星）、參（晋星）、北斗（北辰）などを用ひて居るが、やがて周初の頃に至りて二十八宿法を考案し、三日月の位置より月の二日行程だけ溯りたる點は即ち太陽の位置なりとし、これによりて季節を定むる方法を用ふるに至りては、日月の交會點（即ち朔に於ける月と太陽の位置）を以て辰とし、更に春秋中期に至り、土圭を用ひて日中の影の長さの最も短き時期を認めて冬至を定むる方法を用ふるに至りては、太陽を以て辰として居る。

太陰曆の月日を用ひ乍ら、なほ太陽曆の季節を示す方法としては、月に附するに季節に因める名稱を以てすることを考案したので、子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥の所謂十二支（十二辰）は太陽曆を示すための月の原始的名稱である。これは殷時代に作られたるものと思はれるが、現に月の名として用ひて居るのは、殷虛からの龜版文、及び周初の鐘鼎文に二、三の實例がある。

一ヶ月を三分して日を數ふる方法は即ち旬法で甲乙丙丁戊己庚辛壬癸の所謂十干（十日）は即ち一旬の日に名つけたる名稱で、殷時代若くはその以前から用ひられて居る。やがて十干と十二支とを組合せて連續的の六十干支とし、これによりて日を數ふることも殷時代から行はれて居る。

一ヶ月を四分して日を數ふる方法は、西洋方面にて後に週法に發達せるもの、原始的のものであり周初に周の民族によりて輸入されたが、支那に

月毎に置くことゝせる曆法である。春秋後半期に實行せる簡單なる連大法は殆ど正しく眞正のものに合致し、永世實行して差を生ずることが無かつた筈であるが、戰國秦漢に實行したる四分曆法にては七十六年にて循環すために少しく無理を生じ、一ヶ月の長さは眞正のものより〇・〇〇〇二六日だけ長くなつて居る。この四分曆法によれば季節は百年に付〇・七八日即ち約一日の差を生じ、朔晦は三百年に付一日の差を生ずる筈である。緯書(春秋保乾圖)に

三百年斗曆改憲

といふて居るのは此事を指して居るものと思はれる。

紀年法は、戰國時代の半ばに、歳星(木星)が殆ど正しく十二年にて天を一周することを知り、歳星の位置によりて歳を指示する方法を案出したので、西紀前三六五年に歳星が星紀といふ部分にあ

つたことを觀測し、此年を紀年の數へ始めとして居る。この歳星紀年法は間もなく前三六五年(現行干支紀年法にて丙辰)を甲寅と數ふる太歳紀年法となり、爾後幾多の變遷と劉歆の整理とを経て後漢の始め頃より現行干支紀年法の如くに統一されて傳はつて居る。

三 春 秋

春秋は魯の隱公元年(前七二二)より哀公十四年(前四八一)獲麟に至るまで、十二公二百四十二年間に互る編年日記體の魯の國の歴史である。孔子が其晩年に魯の宮庭文庫にある記録に基いて編纂されたものといはれて居り、それに對して古來疑を挾んだものゝあることを聞かないが、近年に至り飯島氏は、干支は戰國時代の末、西紀前三百三十年以後に始めて作られたものであるといふ説を提出し、従つて春秋の中にある干支の日附は春秋の原本には無かつたもので、悉く皆戰國末期頃の

人が後より溯りて春秋の中に挿入したものであらうといふ疑を提出して居る。一度斯の如き疑がかけられたる以上は、よしやそれが如何に薄弱なる疑であるとしても、我々は古典の傳來に對して無條件の信頼をかけることに就て反省し、仔細に其内容を吟味することによりて、如何なる理由により如何なる程度にて其傳來に信頼するかを明かにしなければならぬと思はれる。

春秋には三十六の日蝕記事と三百八十九の日の干支とが載せてあり、なほ哀公十六年孔子卒去の時まで二年間續けたる春秋續經には日蝕記事一つと日の干支五つ程載せてある。私は双方を通じて三十七の日蝕記事と三百九十四個の日の干支とを取りて研究の對象とし、是等の暦日は如何なる曆に基いたものか、換言すれば、是等の暦日記事を與へられたるものとし、其等に支障なくよく適應する様に、閏月と連大月とを案配して、春秋當時

の長曆を復現したならば如何なるものを得るであらうかといふことを問題とし、十數年來此研究に従事して得たる結果を、昨年春狩野博士還曆記念論文集採録「春秋長曆」に發表したが、それによれば

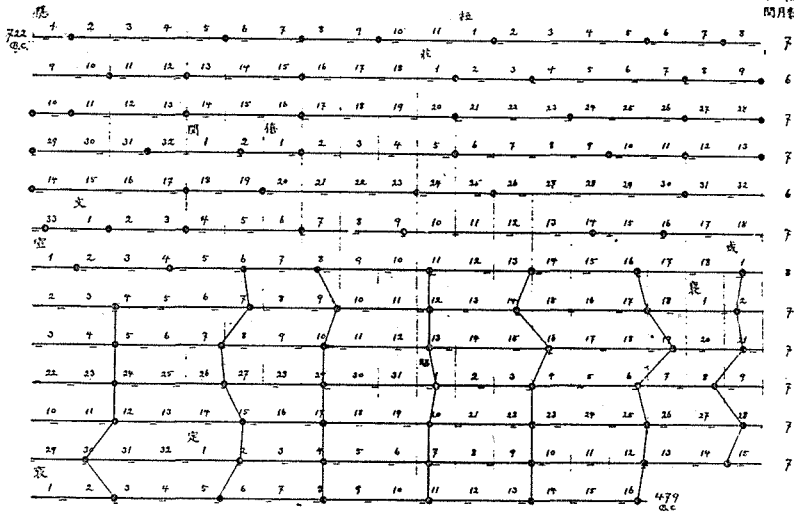
春秋の曆は文宣時代を界として前後に於て全く趣を異にして居る。前半に於ては大體終歲閏で、所謂殷正に近きものになつて居るが、置閏法も連大月の配置も甚だしく不規則である。後半に於ては、殆ど正しく所謂周正になつて居り、大體宣公十四年(前五九五)を章首とせざる置閏法に則れるもの、如く、連大月の配置も頗る規則正しくなつて居る。文宣時代は過渡の時代で年始早晚の變化が甚しい。(附圖參照)

要するに春秋の曆は、全然規則正しきものにも非ず、又全然亂雜なるものにも非ずして、恰もよく曆法に關する智識の進歩發達の道程を示して居るので、この事實は最も雄辯に是等の暦日干支が明かに當時の實際の記録で、決して後世から作爲

春秋置閏連大圖

● 是閏月 — 是連大月

十七年閏
閏月數



第十四卷

研究

支那古典の年代に就て

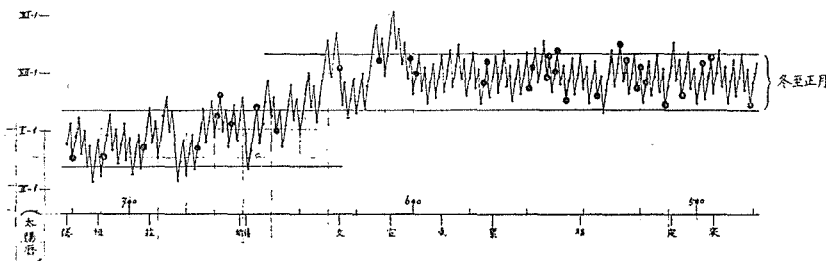
して挿入したものであることを物語つて居る。丁度斯くなる如くに三百九十四の暦日干支の組織を戦國時代の人が作製したと見ることは断じて不可能である。

三百九十四の暦日干支が決して後世の作爲によるものではなく、必ず其當時の記録に基いたものでなければならぬとすれば、其大體に於て日記體記録の集積に外ならぬと思はるゝ春秋全體が、現實に西紀前七二二年より前四八一年に亙る其當時のものであることは疑もない。其内容自體がこれを證明して居るのでこれより確かなことはない。斯の如き遙遠なる時代に於て斯の如き確實なる記録の存在することは實に得難き世界的珍寶といはなければならぬ。

四 左傳國語公羊穀梁

左傳は、孔子の編述されたる春秋に對し、之を傳へたる左氏なる人が、春秋の記事を敷衍し解釋

春秋年始早晚圖



し及び其當時の事情を
 闡明するために、多く
 の史料を蒐集して著作
 したるもので、春秋の
 初年なる隱公元年（前
 七二二）に始まり春秋
 以後十三年哀公二十七
 年（前四六八）に及んで
 居る。頗る豊富なる史
 料の集積なので、其著
 作年代若くは其内容各
 部の成立年代を明かに
 することが出来れば、
 支那古代史の研究に對
 して最も貴重なる寶庫
 となるべき筈なのであ
 るが、不幸にして左傳

の著作年代は古來學界の疑問とされて居り、未だ
 一般に承認さるゝ如き解決がない。

太史公の史記には

魯君子左丘明。懼弟子人人異端。各安其意失其真。故

因孔子史記。具論其語。成左氏春秋。

左丘失明。厥有國語。

といひ、左傳及び國語を以て孔子と同時代の左丘
 明の著作として居り、此説が古來廣く行はれて居
 る。然し唐の趙匡以來これに疑を挾むもの多く、
 四庫全書總目提要にはなほ

自劉向劉歆桓譚班固。皆以春秋傳出左丘明。左丘明受

經於孔子。魏晉以來。儒者更無異議。至唐趙匡。始謂

左氏非丘明。蓋欲攻傳之不合經。必先攻作傳之人非受

經於孔子。與王柏欲攻毛詩先攻毛詩不傳於子夏其智一

也。宗元諸儒相繼竝起。王安石有春秋解一卷。證左氏

非丘明者十一事。陳振孫書錄解題謂。出依托。今未見

其書。不知十一事者何據。中略。今仍定爲左丘明作。

以祛衆惑。下略

といふて居るにも拘らず、今日に於ては左丘明説は到底一般の承認を得難く、一方の極端には、左傳を以て前漢末の劉歆の偽作せるものならんと疑ふて居る學者も少くない。

斯の如き問題の現状に對しては、我々は出来るだけ慎重に左傳の内容を吟味し、これによりて左傳の著作年代を推定するより外はない。しかも左傳の内容は頗る廣く諸方面に互つて居り、必ずしも其全部が一時に著作されたものには非るやも斗り難いので、其内容の各部に就き一々其成立年代を研究するといふ方法によらなければならぬ。私は主として天文曆法を關せる方面より見て別表の如くに分類して研究の歩を進めて見たいと思ふ。

◎左傳著作年代決定の史料

- (1) 歲星紀年法——65以後
- (I) 左傳の曆法
- (2) 閏法(太陽曆)
 - (a) 文公元三年閏、絳縣老人の年齡、再失閏
 - (b) 周の曆、衛の曆

(II) 五行説

- (1) 五行三正論と五德終始説
- (2) 五帝説
- (3) 五行説

(III) 豫言の適不適

- (1) 僖三十一(前六二九)——衛遷于帝丘、卜曰三百年否
 - (2) 文六(前六一)——君子是以知秦之不復東征也
 - (3) 襄二十九(前五四四)——鄭其先亡乎。齊國未可量也
 - (4) 昭四(前五三八)——姬在列者蔡及曹滕其先亡乎。適(滕?)
- 鄭先衛亡 適

(IV) 比較参照

- (1) 國語
- (2) 史記
- (3) 論語
- (4) 孟子
- (5) 爾雅
- (6) 易
- (7) 呂氏春秋
- (8) 淮南子
- (9) 漢書

(c) 兩日至——367—351の間のもの

(3) 朔晦法(太陰曆)

- (a) 443以後にして其改革を忘れる程後
- (b) 朔蝕時代——大約300以前

(4) 歲首

- (a) 五行三正論
- (b) 國語の古顛項曆と左傳の三正論

(5) 十二次分野

- (a) 冬至日麗
- (b) 大梁、實沈
- (c) 分野

(1) 歳星記事

左傳及國語の中には歳星(木星)に關する記事が十數ヶ所にあるが、今日より推算して見れば何れも事實に適合して居らぬ。記録と推算との差は、三十度を一次として、二次乃至三次に及んで居るので、斯の如きは斷じて當時の實見に基いた記録ではなく、若干年代後の人が不精確なる推算法にて歳星の位置を求め、溯りて當時實見の事實の如くに記載したるものに外ならぬ。歳星の一周年は正しくは一一・八六年なのであるが、戰國時代より漢初に至る頃までの人は、正しく十二年にて一周するものと信じて居つたので、若し其割合にて推算すれば、八十六年に付一次、約二百五十年にて三次の差を生ずる筈なのであるが、今左傳國語にある歳星の位置が眞實のものに對する差違を年代によりて吟味して見れば、丁度西紀前三百六、七十年頃を起點として十二年一周天の割にて推算

したるものに相當して居る。なほ歳星が周天十二次中の基準なる星紀にあつたのは西紀前三六五年若くはそれより其前後に十二年の倍数だけ隔りたる所に當ることになつて居り、更に秦の呂不韋の作つた呂氏春秋には維秦八年、歲在涿灘とあり、秦始皇の八年即ち西紀前二三九(現行千支紀年法にて壬戌)を申の歲と數へて居るが、これは丁度右の西紀前三六五年を原始甲寅の歲と數へ始めたる太歲紀年法に當つて居るので、是等によりて見れば、左傳及國語の中にある十數個の歳星記事は、悉く皆戰國時代の半ば西紀前三六五年の觀測に基き、此年を紀年原始とする歳星紀年法を創案し、歳星の一周年を正しく十二年と見て溯りて推算したるもので、此年以後十數年の間に作製したるものに相違ない。

たゞこゝに一つ注意しなければならぬのは、劉歆偽作説に關する問題である。劉歆は左傳國語

の歳星記事と、秦漢に於ける太歳紀年法の歳名とを見て、歳星の一周天は正しく十二年には非ずして、それよりは少しく早く、若しそれを一年一次十二年一周として數へて居れば、百四十四年毎に一次を超え、つまり百四十四年間に百四十五次を行くものであると認めたとので、それに適應する超辰紀年法なるものを案出し、それによりて左傳國語の歳星記事を解釋し、頗る巧妙に成功して居るので、却てそれがために、一部の人々からは、左傳國語の歳星記事は劉歆が其超辰紀年法に適合する如くに作製したものであり、従つて左傳國語の全體は劉歆の偽作せるものではないかといふ疑をかけらるゝに至つたのは、甚だ迷惑なる濡衣を着せられたるものといはなければならぬ。

左傳國語の歳星記事は、劉歆の超辰法によりてもよく説明が出来るので、それが果して、戰國時代の半ばに十二年一周法によりて作製されたもの

か、又は前漢末の劉歆によりて超辰紀年法によりて作製されたものかは、容易に判じ難いのであるが、幸にも其中に二つ程、劉歆の超辰法に合はぬ問題のものが残つて居る。一は昭公三十二年（前五〇）に越得歳とある記事で、一は昭公九年（前五三三）にある陳の滅亡に關する豫言である。前者は越の分野が偶々戰國時代と漢代とにて變つて居るので、前五一〇年に歳星が越の分野にあつたといふ記事は、戰國時代の人はこれを非超辰に適應して居るものとして作製したのであり、漢代の劉歆は、それを見て超辰法に適應するものとし恐らく超辰法を編成する一因となしたであらうと思はるゝもので、今日よりして見れば戰國時代に於ける分野配當を研究するための貴重な材料として頗る興味ある記事なのであるが、兎に角疑問のものである以上、暫らくそれを論外に置くとするも、後者は明かに超辰法に適應せざる有力なる

史料である。左傳昭公九年（前五三三）に

夏四月。陳災。鄭裨竈曰。五年陳將復封。封五十二年而遂亡。子產問其故。對曰。陳水屬也。中略。歲五及鶉火。而後陳卒亡。楚克有之。天之道也。故曰五十二年。

とあり、昭公九年に一たび亡びたる陳が五年目に復た封せられ、それから五十二年目、五周り目の鶉火の歲に卒に亡びるのであらうといふのであり、陳は果して哀公十七年（前四七八）に亡んで居り

哀公十七年。秋七月己卯。楚公孫朝帥師滅陳。

とあるが、この計算には超辰法による昭公十五年（前五二七）の超辰を見込んで居らぬ。

左傳の劉歆僞作説を主張する飯島氏は百方この記事の効果を削減せんと試み文中の五十二年、十七年は、何れも劉歆の作製當時は五十一年、十六年であつたのを後に改竄したものであらうといふて居るが、此記事は漢書五行志にも引用されて居り、又哀公十七年には七月己卯があるが哀公十六

年には七月己卯はないので、到底此記事を動かすことは出来ない。なほ前に述べたる呂氏春秋の歲在潛灘の記事も非超辰に適應し超辰法には衝突するので、畢竟左傳にある陳滅亡に關する記事と、呂氏春秋にある維秦八年、歲在潛灘の記事とを共に抹殺することの出来ない限り、歲星記事の劉歆僞作説は成立の餘地が無く、しかも偶然にも此兩記事は共に二重三重に保證されて居るものなので到底抹殺變改を容さない。左傳國語の歲星記事が戰國中期、西紀前三百六十年頃に作製されたものであることは毫も疑を容るゝの餘地がない。

(2) 閏法

左傳の閏法（太陽曆）は頗る複雑で、少くとも三種の系統のものゝ混合に成れるものである。第一には春秋經の曆日を受け、及びそれに解釋を加へたるものであり、第二には、左傳が周の王室の亂（昭二十二）又は衛の亂（哀公十五）などを記する際

に、夫れくの國にて亂世のために偶々正統を失したる曆にて記したる記事を其儘史料として採用したものがあり、第三には左傳の著者が其當時の曆法によりて推算して挿入したるものがある。第一種に就ては文公元年に「於是閏三月非禮也云々」といふ傳文があり、春秋當時に此年に閏三月があつた如くに見ゆるが、これは全然左傳の著者の誤認に過ぎざりしもので、經には「二月癸亥、日有食之」と「四月丁巳、葬我君僖公」とあるのを見て、二月癸亥の蝕を朔蝕と速斷し、二月癸亥朔と四月丁巳との調和上、當時の曆には必ずや閏三月がありしものと認めて、これを非難する傳文を發するに至つたものである。事實に於て存在せざりし場所に閏月ありとして挿入したるがために、經と傳との曆日は此時以後少なからざる杆格を生じ左傳は遂に襄公二十七年（前五四六）に於て「十有一月乙亥朔、日有食之、辰在申、司歷過也、再

失閏矣」といひ、經の曆日が二閏を失したるものとして、此所に二閏を挿入し、これによりて漸く文元以來の破綻を彌縫し、かくして回復し得たる曆日の正しきことを示さんがために、襄公三十年（前五四三）に絳縣老人の年齢勘定の挿話を點出する等の手数を要する程の大事件を生じたものなのであるが、其發端は實に左傳の著者が二月癸亥の晦蝕を二月癸亥朔蝕と斷じたがために外ならぬ。斷乎として蝕は常に朔にのみあるものと信じたる左傳の著者の態度は頗る注意すべきことで、蝕は晦にも二日にもあり得るものと解釋せる公羊穀梁の態度とは著しき對照をなして居る。戰國から秦漢にかけての太陰曆は西紀前四四三年に於て丁度正しきものであり、それ以後は三百年に付一日の差を生ずる割合であつたと思はるので、此點よりして見ても左傳の製作年代は遅くとも西紀前三百年を下らないものと見なければならぬ。

左傳の著者が其當時の曆法の智識によりて推算して挿入したであらうと思はるゝものは

僖公五年(前六五五) 春王正月辛亥朔。日南至

昭公二十年(前五二二) 春王二月己丑。日南至

の二つの記事である。何れの年代より溯つて推算したものであるかは容易に判じ難いが、私は兩者の間隔が百三十三年で、七十六年の倍数になつて居らぬことは注意すべきことかと思ふ。今兩者より七十六年の倍数程下りたるものゝ中にて注意に値すべき年代を求めれば、前者よりは前三五一、後者よりは前三七〇を得るのであるが、此兩者は共に前四四三より始まりたる七十六年法が改正を受けたる前三六七を含む時期に當つて居り、前三七〇は前三六七を三年程改めたるもの、又前三五一は改正後の殷曆葍首に當つて居るので、兩日至記事は此時期附近に於て作製したるものと見ればよく説明が出来ると思はれる。

(3) 連大法

左傳にある朔晦記事は、春秋經にあるものを除きて、朔十一、晦七で

僖五、正月辛亥朔。 十二月丙子朔。

僖二十四、三月己丑晦。

文元、五月辛酉朔。

成十七、閏十二月乙卯晦。

成十八、正月甲申晦。 二月乙酉朔。

襄十八、十月丙寅晦。 十一月丁卯朔。

襄十九、五月壬辰晦。

襄二十六、三月甲寅朔。

襄二十七、六月丁未朔。

昭元、十二月甲辰朔。

昭十二、十月壬辰朔。

昭二十、六月丁巳晦。 七月戊午朔。

昭二十三、正月壬寅朔。 七月戊辰朔。

である。是等の合計十八個の朔晦記事は明かに春秋の曆には適合しないので、是等を全く春秋經の曆日とは切離し、是等の十八個の朔晦によく適應する如き太陰曆を求めれば、それは丁度西紀前四

四三年を起點とせる七十六年法に相當して居り、正しく漢初の太陰曆と一致して居る。

これによりて見れば、左傳の朔晦記事は西紀前四四三年以後に溯りて作製したものであることは疑もない。しかも春秋後半より引續き前四四三年までは一七、一七、一五月間隔の連大法を用ひ、前四四三年以後始めて七十六年法に改めたものであるが、右の記事作製者は、此改正の事實を忘れ春秋時代までも溯りて七十六年法によりて朔晦を推算せるを以て見れば、其時代は、前四四三年よりは以後にて其改正を忘れる程年所を経たる頃と見なければならぬ。大體七、八十年程後とすれば前三六〇年頃となる。

(4) 歳首

春秋の半ば頃から自然的に冬至正月になつた曆は、戰國時代の或る時期に再び二ヶ月引き戻して所謂夏正になつたのであるが、歳首交替に關する

諸説は此時代に一般の要望を代表して唱へ出されたものであらうと思はれる。これに關し左傳は三正交替説であり、國語は五行交替説であると思はるゝことは注意すべきことであるが、孰れが古く唱へられた説であるかは容易に判じ難い。或はほゞ同時に兩種の説が唱へられて居つたものかも知れぬ。

なほ左傳には昭公十七年に

火出。於夏爲三月。於商爲四月。於周爲五月。

といふて居り、左傳が所謂周正時代に作製されたものであることは疑もないと思はれるが、戰國時代に周正を二ヶ月程後れさして夏正に改めたのは或は六國が共に王と稱した時で、大體西紀前三百三十年前後ではないかと思はれる。

(5) 十二次と分野

十二次の中に大梁なる名稱があり、魏の分野に當てゝあるのは、十二次の制定が魏の都を大梁に

移してより後に行はれたことを示すものと見るべきであらう。魏が都を大梁に移したのは惠成王九年で西紀前三六二年であると思はれる。なほ戰國時代に於ける分野の配當、戰國より秦漢に至る間に於ける分野の變遷は頗る興味ある問題であるがこれは戰國紀年の詳細なる検討と共に他日の研究を期したい。

(6) 五行説、豫言の適否、其他

左傳の中には五行説の原始的のものが見えて居り、左傳の製作された時代は丁度五行説の始まりかけた時代であると思はれるので、戰國秦漢時代頃と思はるゝ諸書を互に相参照し、五行説と三正論、相生説と相勝説、五徳終始説と五帝説等の相互關係を明かにすることが出来たならば、左傳國語の製作年代に就ても有力なる手掛りを得るであらうと思はれる。

左傳の中に諸國の興亡を豫言せるものが數ヶ所

にあるが、其豫言が多く適中して居るのは、左傳の著者が事實の發生を見たる上にてそれを豫言の形式に包みて挿入せるものなるべく、偶々其適中せざるものは、著者が未だ其發生を見ざる前に想像に基きて作りたるものならんと見るのが至當であらうと思はれる。興亡に關する豫言を一括すれば凡そ次の如くである。

(イ) 僖三十一(前六二九) 衛遷于帝丘。ト曰三百年。

否

(ロ) 文六(前六二一) 君子是以知秦之不復東征也。否

(ハ) 襄二十九(前五四四) 鄭其先亡乎。齊國未可量也。

適

(ニ) 昭四(前五三八) 姬在列者。蔡及曹滕。其先亡乎

蔡曹。適

滕。否

鄭先衛亡。適

鄭の亡びたのは西紀前三七五年であるが、(ハ)及(ニ)によれば左傳の著者は確にそれを見た人であらうし、天子伯を秦に致し諸侯畢く秦を賀する

に至つたのは西紀前三四三年で、此頃に至つては秦の東征の勢既に成ると謂はなければならぬと思はれるが、(ロ)によれば左傳は此時より以前に書かれたものと見なければなるまい。衛が都を帝丘に遷した時の豫言は、都の位置が三百年と卜したのか、國の壽命を三百年と卜したのか明かでないが、(ニ)によればいづれ衛もやがて亡ぶものと見て居るので、(イ)の豫言も、前三二九年にならざる以前に、衛の衰運を見て衛の壽命を前三二九年頃までと想像したるものではあるまいか。蔡は前四四七に、曹は前四八七に亡んで居るので論はないが、最興味あるのは滕に關する豫言である。滕は竹書紀年によれば前四一五年に越に滅ぼされたことになつて居るが、孟子の書には滕定公文公の話があり、孟子が始めて滕世子文公に會したのことは前三二七年頃と思はれる。思ふに滕は一度滅ぼされて、更に孟子時代に再び復活したものであら

うが、左傳の著者は此復活の事實を知らないの左傳を書いたのは前三三〇年頃より以前でなければならぬ。孟子は種々なる點に於て左傳の時代に最も近きものと思はれるのであるが、此滕に關する豫言は明かに兩者の年代を區別し、左傳が孟子より若干年代以前のものであることを示して居る(7)左傳製作年代

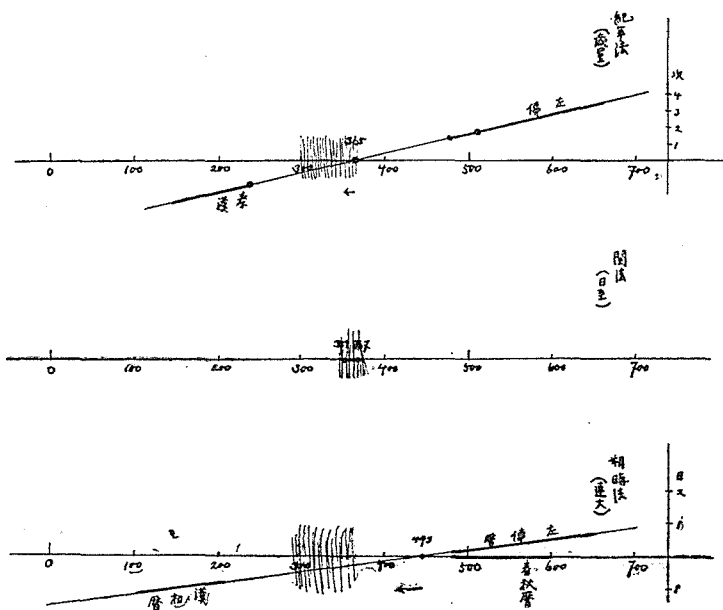
私は以上を通覽し、主として歲星記事、閏法、連大法の三點より見て、是等に關する記事は大體西紀前三百五十六十年頃に製作されたものと見なければならぬと思ふのであるが、次で講究したる其他の史料も右の決定に對しよく調和して居る。しかも以上凡ての史料を合すれば、可なり廣く左傳内容の各部に行き互つて居るので、或は左傳の全部が此時代に製作されたものではないかといふ疑を抱いて居る。明かに此時代以後に製作されたと思なければならぬものがあるか否か、あるとした場

合に、それは何程あるか、更に今後の研究を期したい。

(8) 國語

國語は漢書律歷志には春秋外傳、王充論衡には左氏之外傳と稱へて居り、四庫提要には國語出自何人。說者不一。然終以漢人所說。爲近古。

といふて居る。國語にある歳星記事が全然左傳の歳星記事とよく調和して居るのを以て見れば、漢代の所傳が正しく、左傳と國語とは同一の時代に製作され



たものと見るべきであらう。但し歳首交替に關し左傳は三正交替說國語は五行交替說で、一致を欠いて居ることは注意すべきことで、なほ詳細なる研究を要すべき點である

(9) 公羊傳、穀梁傳

公羊傳穀梁傳は、いづれも子夏より傳はり、戰國より漢初に至るまでの間に竹帛に記さるゝ様になつたものだといはれて居る。天文曆法に關することは多くはないので、其方面より製作年代を決定することは困難である

が、たゞ一つ日蝕に關する解釋が左傳と著しく異なつて居ることは注意すべきことである。春秋經の日食記事に某月某日朔と記せるものあり、又日を記さざるもの、朔を書せざるものなどがある。それに對する三傳の解釋は次の如くになつて居る

朔	×	×	朔	記事	左傳	公羊傳	穀梁傳
×	×	日	朔				
凡て朔食書せざるは官失之也				本文	五行志引	用以後	
朔食	食	或晦食或二日	朔食	朔食	朔食	朔食	朔食
朔食	晦食	二日食	朔食	朔食	朔食	朔食	朔食
	夜食	晦食					

左傳は蝕は常に朔に限るものと思ひ、公、穀は蝕は必ずしも朔蝕とのみ限らず、晦にも二日にもあり得るものとの見解をとつて居る。これによりて見れば、左傳は其當時實行の太陰曆がよく天に合し朔蝕にのみ熟れて居つた時代で、大約西紀前三

百年を下らない時代に書かれたものであり、公、穀は當時太陰曆が天に合はなくなつた時代で秦より漢初にかけての時代の考に基いたものと見なければならぬ。

五 尙書

尙書の全體を論ずることは餘りに大問題であることには其中の周書武成篇に就て少しく研究したる所を述べて見たい。

武成の中に

惟一月壬辰旁死羸

とある句は漢書律歷志世經に引用されて居り、劉歆は武成のこの記事と、國語の「昔武王伐殷、歲在鶉火」といふ記事との二つを材料とし、それによりて周初の年代を推算し、武王伐殷の年を西紀前一一二二年と決定したのであるが、私は「周初の年代」の研究に於て、全然同一の材料に基き、たゞ旁死羸の意義に就ては王國維の説によりて劉

歌の誤を正し、又歲在鶉火に就ては國語當時の考にて非超辰の十二年一周にて推したるものと解釋し、かくして周初の年代を西紀前一〇六六年と決定することが出来たのであるが、此年代は周魯王公の積年から見ても頗る妥當なるものと思はれるので、従つて「一月壬辰旁死霸」の記事は必ずや當時の實際の記録でなければならぬと斷じたい。丁度よく合致する如くに後世の人が作爲したと見ることは甚だ困難なる想定である。なほ國語の「歲在鶉火」の部は周語景王二十三年（前五二二）の條に伶州鳩の話として

昔武王伐殷。歲在鶉火。月在天駟。日在析木之津。

辰在斗柄。星在天竈云々

とあるのであるが、其中「月在天駟、日在析木之津、辰在斗柄」といふのは單に孟冬の月末といふことであり、「星在天竈」といふのは出師より一ヶ月後に紂と戦ふ時のことを記したるもので、全

く忠實に武成の文を敷衍してこれを天象に翻案したに過ぎないものである。これによりて見ても、武成は國語著作の當時に於て、周初の事實を記せる貴重なる文献として信頼せられて居つたものであることが察せられる。

尙書の中、最も古き時代のことを記せる堯典に就ては、其中に

日中星鳥。以殷仲春。 日永星火。以正仲夏。

宵中星虛。以殷仲秋。 日短星昴。以正仲冬。

帝曰。咨汝義暨和。春三百有六旬有六日。以閏月定四時。成歲。

とあるが、此中、一年の長さが三百六十六日なること、閏月を以て四時を定め季節を正すといふことは、これは必ずや春秋中期以後の考に基いて挿入されたものに相違ない。或は孔子が編纂される際に加へられたものかも知れない。但し四中星に關する部分までが春秋時代のものゝ斷することは早計で、これは別に其内容の研究によりて其成立

の年代を決定しなければならぬ。私は嘗て此四星の記事を研究して、大體普通に堯舜時代といはれて居る年代に相當するものならんと斷じたことがあり、結論は今もなほ大差なしと信じて居るがこれは其後近來に至るまでの研究を利用して更に再び研究を新にせんことを期して居る。

六 逸周書及び緯書

逸周書の中、世俘、寶典、小開、鄂保、文傳、明堂等の諸篇には周初時代の暦日や紀年が記載してあり、或は周初當時のことを傳へたものではないかと疑はれても居るので、私は「周初の年代」を研究したる際に是等の記事をも参照したが、其研究の結果によれば、是等の暦日は皆劉歆の誤りたる解釋に基きたる漢書律歷志の推算を根據とし、それを其まゝ踏襲したる上に、曆數に疎き人の手によりて少數の暦日を附加したるものであり、年次序列に就ては竹書紀年の説と一致して居るので

これによりて見れば、是等の暦日は明かに劉歆以後に作爲されたものであるのみならず、恐らく西晋時代に竹書紀年が世に出でたる頃の人の手によりて作爲されたものも混じて居るのであらうと疑はれる。

緯書は屢禁書の厄に遭ひ多くは散逸して其傳來の信用し得べきものは甚だ少ないが、其中にて比較的醇正といはれて居るのは易緯乾鑿度であり、又其中には幸にも天文曆法に關する事項があるので、私は「周初の年代」を論ずる際にこれを参照したが研究の結果は、これも亦毫も信賴を値しないものであることを明かにして居る。乾鑿度の曆法に關して

(イ) 後漢書律歷志蔡邕曆譜 元命苞。乾鑿度。皆以爲開闢至獲麟二百七十六萬歲。

(ロ) 詩正義文王之什疏 易乾鑿度云。入戊午歲十九年。伐崇。作靈臺。改正朔。布王號於天下。受籙。應河圖。注云。受命後五年。乃爲此改。口猶

如也。

又案乾鑿度云。歷元名握先紀。日甲子歲甲寅。又曰。今入天元二百七十五萬九千二百八十歲。昌以西伯受命。注云。受洛書之命。爲天子。

(ハ) 通行本乾鑿度 卽置一歲。積日法二十九日與八十一分日之四十二(一は三の誤)。除之。

等とあるのは驚くべき矛盾である。(イ)は後漢の蔡邕が殷歴と後漢四分歴との優劣を論せる上書中にあるので、其數字より見て、乾鑿度を以て後漢四分暦を用ひて居るものと斷じて居ることに疑を容るゝ餘地がない。然るに(ロ)によれば戊午蔀二十九年、又は二百餘萬年の尨大年數の孰れより見るも、明かに乾鑿度を以て殷暦によれるものとして居ることは疑もなく、又(ハ)の八十一分の四十三といふ數字は太初三統暦を用ひて居るといふことである。同一の乾鑿度に對し、其所依の暦法が後漢四分暦、殷暦、太初三統暦といふ三種の暦が掲げられて居るといふことは、支離滅裂も亦甚し

といはれなければならぬ。(イ)(ロ)(ハ)三者の孰れが誤であるかは別問題とし、斯の如き引用文を輯めて作製せる現行本乾鑿度を始めとし、緯書全體の年代が毫も信賴するに足らざることには言ふまでもない。

七 竹書紀年

竹書紀年は晋の咸寧五年(二七九)に汲郡の盜が魏の襄王の墓を發きて、戰國末以來埋藏されてあつた竹書數十車を得た中であつたもので、夏殷以來魏の襄王二十年(前二九九)に至るまでの事を編年體に記したものである。發見當時より既に欠損錯簡等頗る多かつたものと見えるが、多くの人の手によりて漸く整理考定を経たる竹書紀年は不幸にして其後兩宋の際に至りて再び散逸し、其完本は全く失はれたので、やがて諸書に引用されるものを輯めて後人の作り上げたものが現行の今本竹書紀年であり、其中に蒐集の際少なからず

混入したる雜駁の異分子を淘汰し、唐宋以前の古書に明かに引用されて居るものゝみを集めたるものが古本竹書紀年である。

今本竹書は言ふまでもなく、古本竹書と雖も原本竹書には到底比すべくもない不完全なものである上に、動もすればなほ異分子の摻入が少なからずありて、輕々しく信用することの出來ないものであるといふことに就て次の如き實例がある。

古本竹書紀年の周初の部に「十一年庚寅、周始伐商」とあるが、これは

唐書歷志 國語曰。武王伐商。歲在鶉火。月在天駟中略 舊說歲在己卯。推其朏魄。迺文王崩武王成君之歲也。其明年武王卽位。新歷孟春定朔丙辰。於商爲二月。故周書曰。維王元祀二月丙辰朔。武王訪于周公。竹書十一年庚寅。周始伐商。而管子及家語以爲十二年蓋通成君之歲也。

とあるのに基いたものであつて、卒讀したゞけでは原本竹書に「十一年庚寅云云」とあり唐書はそれ

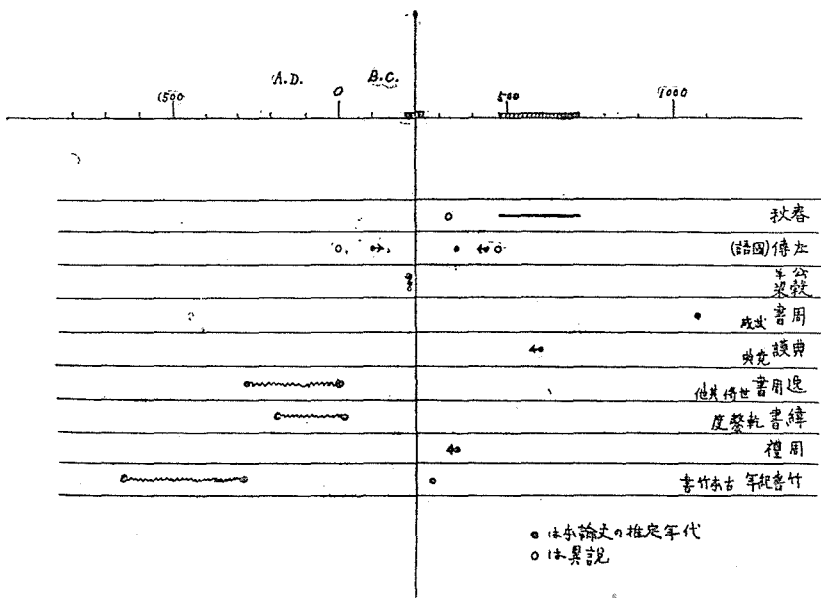
を引用したものの如く見えるが、戰國末の原本竹書に「十一年庚寅」といふ如き干支紀年が斷じて存在し得ないことは、干支紀年法の發達から見ても明かなることである。今熟々唐書の文を見れば劉歆の舊說では伐殷の歲を己卯として居るが、新歷によつて見れば己卯の歲は文王の崩年で、其翌年が孟春月丙辰朔なるので周書の記事に適應し、十一年後が丁度伐殷の歲に當つて居る。現に竹書には十一年(庚寅)伐商とあり、管子及家語には卽位前年から數へて十二年として居る。

といふので、庚寅といふのは己卯より十一年後といふことを明かにするために歷志の著者が挿入したる注釋で、恰かも我々が(西紀前何年)と注する如く、括弧内に注すべき程のものであつたに相違ない。これがやがて竹書の本文として古本竹書に還元されて「十一年庚寅云々」となり、更に今本竹書に至りては、劉歆說己卯(前一一二二)より十一年後(前一一一一)といふ原意を忘れ、一

千支六十年程誤りたる庚寅と見て、伐殷の歳を西紀前一〇五一年とし、それが竹書紀年所傳の周初の年代として現に廣く流布して居るのは甚だ滑稽なる誤といはなければならぬ。

八 結語

本論文は主として春秋と左傳との成立年代に就きて講究し、春秋は其全體が前七二二—前四八一年なる春秋當時に成れるもの、左傳は其大部分が戰國時代の半ば、前三百五六



十年頃に著作されたるものなることを、確率甚だ大なる證據を以て主張せんとするものである。右兩者の外なほ數種の古典にも論及したが、支那には古典が甚だ豊富に存在して居るので、凡ての古典に對し其成立年代の詳細なる研究が着々進められんことは切望に堪えない。(終)